明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔法　律〕
○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（一六）　三
○養豚農業振興法の一部を改正する法律（一七）　八
〔政　令〕
○情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一四一）　九
○資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令（一四二）　九
〔府　令〕
○仮想通貨交換業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府三五）　一六
〔府令・省令〕
○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務五）　三六
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　三〇
○前払式支払手段発行保証金規則及び資金移動業履行保証金規則の一部を改正する命令（内閣府・法務一）　三一
○協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務三）　三三
○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働一）　三四
○農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務・農林水産一）　三六
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業三）　三七
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働六）　四〇
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産七）　四五
○商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・経済産業三）　四四
〔省　令〕
○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（法務三二）　五五
○外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務三九）　三六七
〔告　示〕
○金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件（金融庁二二）　三六七
○特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（同二三）　三七五
○金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置の一部を改正する件（同二四）　三八三
○顧客資産から除かれる取引を指定する件の一部を改正する件（金融庁・財務一）　三八四
○金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件の一部を改正する件（同二）

## 本号で公布された法令のあらまし

◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（法律第一六号）（農林水産省）

1　家畜の伝染性疾病の名称の変更

「水胞性口炎」をはじめとした家畜の伝染性疾病の名称を変更することとした。（第二条第一項の表、第一七条第一項、第二一条第一項等関係）

2　家畜の所有者、国及び地方公共団体並びに関連事業者の責務の明確化

家畜の所有者、国及び地方公共団体並びに関連事業者の責務を規定することとした。（第二条の二～第二条の四関係）

3　飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

㈠　衛生管理区域に入る者にのみ又は汚染された畜舎・倉庫等から出る者にのみ課されている消毒義務を、当該施設どちらも出入りする者に課すよう措置することとした。（第八条の二、第二八条等関係）

㈡　家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、当該家畜の飼養を行う者その他当該衛生管理区域に出入りする者の管理等を行う飼養衛生管理者を選任しなければならないこととした。（第一二条の三の二関係）

㈢　農林水産大臣は、飼養衛生管理基準に基づく都道府県知事による指導等についての指針を策定し、都道府県知事は、当該指針に即して、当該都道府県における具体的な指導等の実施に関する計画を策定することとした。（第一二条の三及び第一二条の三の四関係）

㈣　都道府県知事による飼養衛生管理基準の遵守に係る指導・助言、勧告又は命令は、㈢の計画に即して、農林水産省令で定める方法により行うこととした。（第一二条の五並びに第一二条の六第一項及び第二項関係）

㈤　都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令を受けた者が、正当な理由がなくてその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第一二条の六第三項関係）